

春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (職員) 第11条 3 (4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u> (5) 学校教育法に基づく大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（ <u>当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u> ） (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの | (職員) 第11条 3 (4) <u>学校教育法に基づき、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5) 学校教育法に基づく大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。